

## ◆利用上の注意

### 1 調査の目的

2023年漁業センサスは、漁業の生産構造、就業構造並びに漁村及び水産物流通・加工工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

### 2 調査体系

調査の種類		調査の系統
海面漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省－都道府県－市区町村－統計調査員－調査対象
	海面漁業地域調査	農林水産省－民間事業者－調査対象
内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査	農林水産省－地方組織－（統計調査員）－調査対象
	内水面漁業地域調査	農林水産省－民間事業者－調査対象
流通加工調査	魚市場調査	農林水産省－民間事業者－調査対象
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	農林水産省－地方組織－（統計調査員）－調査対象

地方組織とは、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センターをいう。

### 3 調査の対象

海面に沿う市区町村、漁業法（昭和24年法律第267号）第138条第5項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体及びこれらの市区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であって、農林水産大臣が必要と認める漁業経営体並びに沿岸地区の漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する漁業協同組合（水産業協同組合法第18条第2項の内水面組合（以下同じ。）を除く。）をいう。）を対象とする。

#### 調査対象 19 市町村

高知市・室戸市・安芸市・南国市・土佐市・須崎市・宿毛市・土佐清水市・  
四万十市・香南市・東洋町・奈半利町・田野町・安田町・芸西村・中土佐町・  
四万十町・大月町・黒潮町

### 4 調査事項

- (1) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況
- (2) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

### 5 調査期日

令和5年11月1日現在で実施

## 6 調査方法

統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収する自計報告調査（調査対象が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

また、調査対象から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとった。

## 7 数値及び記号の表示

### (1) 数値

数値は、単位未満を四捨五入しており、総数と内訳の計が一致しない場合がある。

### (2) 記号

表中に使用した記号は次のとおりである。

「－」：事実のないもの

「△」：負数又は減少したもの

「X」：個々に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

## 8 掲載内容について

この冊子は、本センサス結果の一部の項目について掲載したものです。

掲載項目以外の結果については、農林水産省ホームページをご覧ください。

農林水産省HP：<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyocen/>

## 9 問い合わせ先

統計に関すること

高知県統計分析課 経済統計担当 TEL:088-823-9345

水産行政に関すること

高知県水産政策課 企画・マリンイノベーション担当 TEL:088-821-4693

## ◆用語等の解説

海面漁業	海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
調査期日	令和5年11月1日
漁業経営体	調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面漁業を営んだ世帯、事業所等をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	漁業経営体のうち、非法人の個人・世帯をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定する会社（株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社）をいう。なお、特例有限会社は株式会社に含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）（以下「水協法」という。）第2条に規定する漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）をいう。なお、水協法第18条第2項に規定する内水面組合は除く。
漁業生産組合 共同経営	水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。 2つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
漁業層	
沿岸漁業層	漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。
海面養殖層	海面養殖の各階層を合わせたものをいう。
中小漁業層	動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものをいう。
大規模漁業層	動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたものをいう。
漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業の種類を区分したもの（54種類。具体的には統計表I 2(1)ウ「営んだ漁業種類別経営体数」の表頭項目のとおり。）をいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。

漁獲物・収獲物の販売金額	漁業経営体が調査期日前1年間に漁獲物・海面養殖の収獲物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。なお、自家消費（家庭消費）分は販売金額に含まない。
漁業就業者	満15歳以上で調査期日前1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
新規就業者	調査期日前1年間に①新たに漁業を始めた者、②他の仕事が主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。 なお、個人経営体の漁業に従事した世帯員については、前述の「個人経営体の自家漁業のみ」のうち、調査期日前1年以内に海面漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事し、①～③のいずれかに該当する者を新規就業者とした。
11月1日現在の海上作業従事者	満15歳以上で、調査期日現在で海上作業に従事した者をいう。なお、調査期日当日に海上作業を行っていない漁業経営体の調査期日前10日くらいの期間の平常とみられる日において自営漁業の海上作業に従事した者を含む。
漁業の海上作業	ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁ろう作業（漁場での水産動植物の採捕に係る作業）、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁ろうに関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者に含む。）。
	イ 定置網漁業では、網の張り立て（網の設置）、取替え、漁船の航行、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張る作業）をいう。
	ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。
	エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾う作業も含む。）、潜水等をする作業をいう。
	オ 養殖業では、次の作業をいう。
	(ア) 海上養殖施設での養殖
	a 漁船を使用しての養殖施設までの往復
	b いかだ、ひび（枝付の竹、樹の枝）、網等の養殖施設の張立て又は取り外し
	c 採苗（さいびょう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行う全ての作業
	(イ) 陸上養殖施設での養殖
	a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）での全ての作業

	<ul style="list-style-type: none"> <li>b 養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）の掃除</li> <li>c 池又は水槽の見回り</li> <li>d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。）</li> <li>e 収獲物の取り上げ作業</li> </ul>
漁船	<p>調査期日前1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。</p> <p>ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。</p> <p>なお、漁船隻数の算出に当たっては、重複計上を回避するため、調査期日前1年間に漁業生産のために使用した船のうち、調査日現在保有しているものに限定している。</p>
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機(取り外しができる推進機関)を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、他は無動力漁船とした。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。

(注) 高知県の地方選定漁業種類

全国漁業種類名		全国漁業種類番号	地方選定漁業種類名	地方選定漁業種類番号
まき網	中・小型まき網	110	巾着網1そうまき網	901
			その他のまき網	902
釣	その他の釣	129	さば釣り	903
			きんめだい釣り	904
魚類養殖	ぶり類養殖	137	ぶり養殖	905
			かんぱち養殖	906
	その他の魚類養殖	142	しまあじ養殖	907
			にじます(海面養殖)	908

※ にじます（海面養殖）は、2018年センサスから導入。

# 大海区区分図

